

報道関係者 各位

令和3年5月6日（木）

【照会先】

熊本労働局総務部総務課

課長 吉永 義治

総務企画官 原嶋 恒弘

（電話）096（211）1701

熊本労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和3年5月1日（土）、熊本労働局総務部労働保険徴収室（住所 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁A棟9階。以下「徴収室」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しており、4月30日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、窓口には飛沫防止パネルを設置の下、終日マスクを装着して勤務していましたが、同日、帰宅後に発熱し、5月1日（土）に抗原検査を受けて、同日に感染が確認されたものです。

徴収室では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。